

岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託
事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託」（以下「本業務」という。）を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この実施要領の内容を踏まえ、企画提案書及び関係書類を提出するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務仕様書」のとおり
- (3) 予定価格 30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 7 月 30 日（金）まで
- (5) 前払金 なし

3 参加資格等

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。なお、再委託先となる協力事業者についても同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 参加表明書兼誓約書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当する者でないこと。
- (5) 平成 28 年 4 月 1 日以降に「平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 2」による建築物の類型 4 から 12 までに該当し、延床面積 5,000 m²以上の建築物の移転に伴って行われた本業務と同種（別紙「岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託仕様書 7 業務内容」の記載内容に類似した）業務を受託し、公告日現在において、当該業務が完了している実績を有していること。

4 スケジュール（予定）

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和8年4月28日（火）
参加表明書等の受付期間	令和8年4月28日（火）～令和8年5月21日（木）
質問受付期間	令和8年4月28日（火）～令和8年5月13日（水）
質問回答日	令和8年5月19日（火）
参加資格審査結果通知	令和8年5月26日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月4日（木）
企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和8年6月23日（火）
審査結果通知	令和8年6月下旬

※スケジュールは、岐阜市の都合により変更する場合があります。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を事務局へ提出すること。

書類名	様式	提出部数
参加表明書	様式1	1部
会社概要書	様式2	
業務実績調書	様式3	
業務主任者調書	様式4	

※本要領及び必要書類等は、岐阜市ホームページから入手すること。

(2) 提出期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月21日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

事務局へ持参し、又は郵送すること。

受付時間は、当該期間中の平日午前9時から午後5時までとする。郵送する場合は、書留郵便を用いて、提出期間内に必着すること。

なお、参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式8）を事務局へ持参又は書留郵便にて送付すること。

(4) 参加表明書等の記載に関する留意事項

① 参加表明書

代表者印を押印の上、提出すること。

② 会社概要書

会社情報について、必要事項を記入すること。

③ 業務実績調書

平成 28 年 4 月 1 日以降に「平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 2」による建築物の種類 4 から 12 までに該当し、延床面積 5,000 m²以上の建築物の移転に伴って行われた本業務と同種の業務を受託し、公告日現在において、当該業務が完了している実績について、最大 5 件まで記載すること。

なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、同種の業務に該当することが確認できる仕様書等を提出すること。

④ 業務主任者調書

業務主任者について、平成 28 年 4 月 1 日以降に「平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添 2」による建築物の種類 4 から 12 までに該当し、延床面積 5,000 m²以上の建築物の移転に伴って行われた本業務と同種の業務を受託し、公告日現在において、当該業務が完了している実績を最大 5 件まで記載すること。なお、業務主任者は、本業務を円滑に実施するため、本市との連絡窓口となり業務全般を統括すること。

6 参考資料の貸与

(1) 対象資料

以下の電子データを貸与する。

- ① 基本設計図書 (PDF データ)
- ② 本部平面図 (CAD データ)
- ③ 三田洞キャンパス平面図 (PDF データ)

(1) 申請方法

貸与を希望する場合、電子メールにより事務局へ「参考資料貸与申請書」(様式 5) を提出すること。なお、必ず事務局への電話連絡により電子メールの着信を確認すること。

(3) 貸与時期

参考資料貸与申請書受領後、2 日以内

(4) 貸与方法

大容量ファイル転送システム (Smooth File) を通じて資料ダウンロード用の URL を電子メールにて通知する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

応募者は、次の書類を事務局へ提出すること。

書類名	様式	提出部数
企画提案書提出書	様式 6	1 部
企画提案書	任意	10 部

見積書	任意	1部
-----	----	----

※本要領及び必要書類等は、岐阜市ホームページから入手すること。

(2) 提出期限

令和8年6月4日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

事務局へ持参し、又は郵送すること。

受付時間は、当該期間中の平日午前9時から午後5時までとする。郵送する場合は、書留郵便を用いて、提出期間内に必着すること。

(4) 企画提案書等の記載に関する留意事項

① 企画提案書提出書

代表者印を押印の上、提出すること。

② 企画提案書

ア 企画提案は、1者につき1提案とし、書式は、文字サイズ10ポイント以上（図表中を除く。）、A3版横（片面）に横書きで作成すること。

イ この手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

ウ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

エ 提案者や協力事業者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称等）は用いないこと。

オ 企画提案書には、以下の事項を記載すること。

(a) 業務実施方針等（1枚）

今回の業務で特に重要と考える点や業務実施における方針、業務を行う体制、スケジュール等について記述すること。

(b) 課題に対する提案（テーマごとに各1枚）

以下のテーマについて考えを簡潔に記載すること。

【テーマ1】 ライフサイクルコストを考慮したコストの最適化

【テーマ2】 エリア特性に応じた意匠性等と既存什器等活用の提案

【テーマ3】 独自提案（業務を進める上で重要と考えることや自社の優位性）

③ 見積書

見積書は、令和8年度から令和9年度までの合計金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。併せて各年度の金額についても明示し、各年度の積算根拠となる内訳を記載すること。

なお、各年度における支払限度額は、次のとおりとするため留意すること。

令和8年度 18,000,000円以内

令和9年度 12,000,000円以内

8 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、返却しない。また、提出期限終了後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容の変更をすることは認めない。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。ただし、審査及び説明のために必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例第 28 号）に基づき公開する場合がある。
- (4) 提出された個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）により取り扱う。
- (5) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 4 月 28 日（火）から令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

所定の質問書（様式 7）を事務局へ電子メールで提出すること。なお、必ず事務局への電話連絡により電子メールの着信を確認すること。

(3) 質問の回答

質問への回答は、質問者の名前を伏せて市ホームページに掲載する。ただし、事業者の選定に公平性を保てない場合は、質問に回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とする。

10 審査及び結果通知

(1) 審査委員会の設置

岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成 25 年岐阜市規則 18 号）に基づき、岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

審査委員会で定めた評価基準に基づき、事務局が算定する客観的評価及び価格評価による評価点と、審査委員会による企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）の評価点を踏まえ、最も優れた提案を最優秀提案、次に優れた提案を次点提案として特定し、最優秀提案の提案者を優先交渉権者、次点提案の提案者を次点候補者に選定する。

ただし、最高得点が同点の場合は、審査委員会において審議の上、各々特定する。

なお、審査委員会は非公開とする。

(3) 参加資格審査

提出された参加表明書等を基に事務局で参加資格を審査し、結果を通知する。併せて提案資格を有していると認められる者（以下「資格適合者」という。）には、企画提案書等の提出要請並びにプレゼンテーション等の日程を通知する。ただし、資格適合者が5者を超えた場合は、客観的評価の合計得点が上位5位までの者を選定し、参加資格審査結果を通知するものとする。

(4) 企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

企画提案書提出後、企画提案に係るプレゼンテーション等を次のとおり実施する。

① 実施日 令和8年6月23日（火）

② 実施時間 プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度

③ その他

ア 出席者は、業務主任者を含む4人以内（パソコン操作員を含む。）とする。

また、本業務を実施する上で、必要となる協力事業者の出席は、このうち2名までとし、当該業務部分について説明することを認める。

イ 集合場所、時間等は、参加資格審査結果と併せて通知する。

ウ プレゼンテーションは、提出した資料及びそこに記載した内容をスライド（パワーポイント等）にて表現したもののみとし、追加資料の配布や新たな情報の提供は認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、パソコン及びその他の機器等必要なものについては持参すること。

エ プレゼンテーション等は非公開とし、出席する者は、参加者を特定できる表示をしてはならない。

オ プレゼンテーション等に出席しない場合は、採点を行わない。

(5) 評価基準

別に定める「岐阜薬科大学新学舎什器・実験設備等整備計画作成業務委託プロポーザル評価要領」による。

(6) 審査結果の通知

審査の結果は、プレゼンテーション等の参加者に対し速やかに書面により通知する。また、審査結果の概要は、後日、市ホームページで公表する。

なお、結果に対する異議は受け付けない。

11 契約協議及び締結

(1) 優先交渉権者と業務内容について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者が、契約締結までの間に失格要件に該当した場合又は協議が整わなかった場合は、次点候補者と契約に向けた協議を行うこととする。

- (2) 業務委託金額は、本実施要領 2 業務概要 (3) 予定価格以内とする。

12 失格要件

次の条件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出資料等が本実施要領の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) 審査委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (4) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合
- (6) 見積書の金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が本実施要領 2 業務概要 (3) 予定価格を超過している場合
- (7) その他本実施要領に違反すると認められた場合

13 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し遵守することとし、不明、錯誤等を理由に審査結果について、異議を申し立てることはできない。
- (2) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づき資格停止の措置を行うことがある。
- (4) 岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号）等関係法令を遵守すること。

14 事務局

〒501-1196 岐阜県岐阜市大学西 1-25-4（岐阜市公立大学法人 岐阜薬科大学内）

岐阜市役所 企画部 岐阜薬科大学キャンパス整備推進課

電話：058-230-8100（内線 7642）

Eメール：campus-seibi@city.gifu.gifu.jp